

○財務省告示第二百九十六号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、平成三十年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

平成二十九年十月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

後 出 品				前 出 品			
輸出統計品目表				輸出統計品目表			
[略]				[同左]			
統 計 番 号	品 名	単 位		統 計 番 号	品 名	単 位	
		I	II			I	II
[略]				[同左]			
03.01	魚（生きているものに限る。）			03.01	魚（生きているものに限る。）		
	[略]				[同左]		
0301.11	[略]			0301.11	[同左]		
0301.19	[略]			0301.19	[同左]		
	－その他の魚（生きているものに限る。）				－その他の魚（生きているものに限る。）		
0301.91	[略]			0301.91	[同左]		
}	[略]			}	[同左]		
0301.95				0301.95			
0301.99	－－その他のもの			0301.99	－－その他のもの		
	100 －－－たい（たい科のもの）		KG		100 －－－たい（たい科のもの）		KG
	[削除]				<u>200</u> －－－こい		KG
	900 －－－その他のもの		KG		900 －－－その他のもの		KG
03.02				03.02			
}	[略]			}	[同左]		
03.08				03.08			
[略]				[同左]			
29.01	[略]			29.01	[同左]		
}	[略]			}	[同左]		
29.21				29.21			
29.22	酸素官能のアミノ化合物			29.22	酸素官能のアミノ化合物		
	－アミノアルコール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）				－アミノアルコール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）		
	並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩				並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩		
2922.11				2922.11			
}	[略]			}	[同左]		

2922.16				2922.16			
<u>2922.17</u>	<u>000</u>	<u>ーメチルジエタノールアミン及びエチルジエタノールアミン</u>	<u>KG</u>	<u>2922.17</u>	<u>ーメチルジエタノールアミン及びエチルジエタノールアミン</u>		
					<u>100</u>	<u>ーメチルジエタノールアミン</u>	<u>KG</u>
					<u>200</u>	<u>ーエチルジエタノールアミン</u>	<u>KG</u>
2922.18		[略]		2922.18	[同左]		
<u>2922.19</u>	<u>000</u>	<u>ーその他のもの</u>	<u>KG</u>	<u>2922.19</u>	<u>ーその他のもの</u>		
					<u>300</u>	<u>ートリエタノールアミンの塩</u>	<u>KG</u>
					<u>900</u>	<u>ーその他のもの</u>	<u>KG</u>
		[略]				[同左]	
2922.21		[略]		2922.21		[同左]	
}		[略]		}		[同左]	
2922.50				2922.50			
29.23				29.23			
}		[略]		}		[同左]	
29.42				29.42			
[略]				[同左]			
37.01		[略]		37.01		[同左]	
37.02		感光性のロール状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限る。）		37.02		感光性のロール状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限る。）	
3702.10				3702.10			
}		[略]		}		[同左]	
3702.44		ーその他のフィルム（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）		3702.44		ーその他のフィルム（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）	
3702.52				3702.52			
}		[略]		}		[同左]	
3702.54				3702.54			
<u>3702.55</u>	<u>000</u>	<u>ー幅が16ミリメートルを超え35ミリメートル以下で、長さが30</u>		<u>3702.55</u>	<u>ー幅が16ミリメートルを超え35ミリメートル以下で、長さが30</u>		
		<u>メートルを超えるもの</u>	<u>SM</u> <u>M</u>		<u>メートルを超えるもの</u>		
					<u>100</u>	<u>ー映画用のもの</u>	<u>SM</u> <u>M</u>
					<u>900</u>	<u>ーその他のもの</u>	<u>SM</u> <u>M</u>
3702.56				3702.56			

37.02.98	〔略〕		37.02.98	〔同左〕	
37.03			37.03		
37.07	〔略〕		37.07	〔同左〕	
〔略〕			〔同左〕		
38.01	〔略〕		38.01	〔同左〕	
38.07			38.07		
38.08	殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品（小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの（例えば、硫黄を含ませた帯、芯及びろうそく並びにはえ取り紙）に限る。）		38.08	殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品（小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの（例えば、硫黄を含ませた帯、芯及びろうそく並びにはえ取り紙）に限る。）	
3808.52	〔略〕		3808.52	〔同左〕	
3808.69	－その他のもの		3808.69	－その他のもの	
3808.91	000 ー殺虫剤	KG	3808.91	ー殺虫剤	
			100	ー有機りん系のもの	KG
			900	ーその他のもの	KG
3808.92	〔略〕		3808.92	〔同左〕	
3808.99			3808.99		
38.09	〔略〕		38.09	〔同左〕	
38.24			38.24		
38.25	化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる残留物（他の項に該当するものを除く。）、都市廃棄物、下水汚泥及びこの類の注6のその他の廃棄物		38.25	化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる残留物（他の項に該当するものを除く。）、都市廃棄物、下水汚泥及びこの類の注6のその他の廃棄物	
3825.10	000 ー都市廃棄物	KG	3825.10	ー都市廃棄物	
			100	ー第16部の物品（家庭用のものに限る。）の都市廃棄物	KG

3825.20				900	—その他のもの		KG
3825.20	[略]				[同左]		
3825.90							
38.26	[略]				[同左]		
[略]				[同左]			
44.01							
44.17	[略]				[同左]		
44.18	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）				木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）		
4418.10							
4418.79	[略]				[同左]		
4418.91	—その他のもの				—その他のもの		
4418.99	[略]				[同左]		
	<u>100</u>	—構造用集成材					KG
	<u>900</u>	—その他のもの					KG
44.19	木製の食卓用品及び台所用品				木製の食卓用品及び台所用品		
		—竹製のもの			—竹製のもの		
4419.11	<u>000</u>	—製パン用の板、まな板その他これらに類する板			4419.11	—製パン用の板、まな板その他これらに類する板	
					<u>010</u>	—漆塗りのもの	KG
					<u>090</u>	—その他のもの	KG
4419.12							
4419.90	[略]				[同左]		
44.20	[略]				[同左]		
44.21	[略]				[同左]		
[略]				[同左]			
50.01	[略]				[同左]		
50.02	[略]				[同左]		

50.03					50.03				
5003.00	000	絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。）		KG	5003.00	絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。）			
						－カード及びコームのいずれもしていないもの			
					110	－くず繭			KG
					190	－その他のもの			KG
					900	－その他のもの			KG
50.04					50.04				
}		[略]			}	[同左]			
50.07					50.07				
[略]					[同左]				
53.01					53.01				
}		[略]			}	[同左]			
53.07					53.07				
53.08		その他の植物性紡織用繊維の糸及び紙糸			53.08	その他の植物性紡織用繊維の糸及び紙糸			
5308.10		[略]			5308.10	[同左]			
5308.20		[略]			5308.20	[同左]			
5308.90		－その他のもの			5308.90	－その他のもの			
	020	－紙糸		KG		020	－紙糸		KG
	090	－その他のもの		KG		090	－その他のもの		KG
						091	－ラミー糸		KG
						092	－その他のもの		KG
53.09		[略]			53.09	[同左]			
53.10		[略]			53.10	[同左]			
53.11					53.11				
5311.00	000	その他の植物性紡織用繊維の織物及び紙糸の織物	SM	KG	5311.00	その他の植物性紡織用繊維の織物及び紙糸の織物			
						100	－ラミー織物	SM	KG
						900	－その他の織物	SM	KG
[略]					[同左]				
60.01		[略]			60.01	[同左]			
60.02		メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。）			60.02	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。）			

6106.20	[略]			6106.20	[同左]		
6106.90	[略]			6106.90	[同左]		
61.07				61.07			
}	[略]			}	[同左]		
61.17				61.17			
[略]				[同左]			
62.01				62.01			
}	[略]			}	[同左]		
62.13				62.13			
62.14	ショール、スカーフ、マフラー、マンティエラ、ベールその他これらに類する製品			62.14	ショール、スカーフ、マフラー、マンティエラ、ベールその他これらに類する製品		
6214.10	000 一絹（絹のくずを含む。）製のもの		NO KG	6214.10	一絹（絹のくずを含む。）製のもの		
					100 一スカーフ		NO KG
					900 一その他のもの		NO KG
6214.20				6214.20			
}	[略]			}	[同左]		
6214.90				6214.90			
62.15				62.15			
}	[略]			}	[同左]		
62.17				62.17			
[略]				[同左]			
68.01				68.01			
}	[略]			}	[同左]		
68.14				68.14			
68.15	石その他の鉱物性材料の製品（炭素繊維及びその製品並びに泥炭製品を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）			68.15	石その他の鉱物性材料の製品（炭素繊維及びその製品並びに泥炭製品を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）		
6815.10	000 一黒鉛その他の炭素の製品（電気用品を除く。）		KG	6815.10	一黒鉛その他の炭素の製品（電気用品を除く。）		
					100 一炭素れんが		KG
					900 一その他の製品		KG
6815.20				6815.20			
}	[略]			}	[同左]		
6815.99				6815.99			

[略]				[同左]			
73.01		[略]		73.01		[同左]	
73.07		[略]		73.07		[同左]	
73.08		構造物及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。例えば、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャッター、手すり及び柱。第94.06項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品		73.08		構造物及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。例えば、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャッター、手すり及び柱。第94.06項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品	
7308.10		[略]		7308.10		[同左]	
<u>7308.20</u>	<u>000</u>	<u>一塔及び格子柱</u>	<u>KG</u>	<u>7308.20</u>		<u>一塔及び格子柱</u>	
					<u>100</u>	<u>一鉄塔及びその部分品</u>	<u>KG</u>
					<u>900</u>	<u>一その他のもの</u>	<u>KG</u>
7308.30		[略]		7308.30		[同左]	
7308.90		[略]		7308.90		[同左]	
73.09		[略]		73.09		[同左]	
73.26		[略]		73.26		[同左]	
[略]				[同左]			
84.01		[略]		84.01		[同左]	
84.06		[略]		84.06		[同左]	
84.07		ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関及びロータリーエンジンに限る。）		84.07		ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関及びロータリーエンジンに限る。）	
8407.10		[略]		8407.10		[同左]	
8407.29		一ピストン式往復動機関（第87類の車両の駆動に使用する種類のものに限る。）		8407.29		一ピストン式往復動機関（第87類の車両の駆動に使用する種類のものに限る。）	
8407.31		[略]		8407.31		[同左]	
<u>8407.32</u>	<u>000</u>	<u>一シリンダー容積が50立方センチメートルを超え250立方センチ</u>		<u>8407.32</u>		<u>一シリンダー容積が50立方センチメートルを超え250立方センチ</u>	

		<u>メートル以下のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>
8407.33		[略]		
<u>8407.34</u>	<u>000</u>	<u>一シリンダー容積が1,000立方センチメートルを超えるもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>
8407.90		[略]		
84.08		[略]		
84.14		[略]		
84.15		エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。）		
<u>8415.10</u>	<u>000</u>	<u>一窓、壁、天井又は床に取り付けるように設計したもの（一体構造のもの又はスプリットシステムのものに限る。）</u>	<u>NO</u>	
8415.20		[略]		
8415.90		[略]		
84.16		[略]		
84.42		[略]		
84.43		印刷機（第84.42項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）、その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）並びに部分品及び附属品		
8443.11		[略]		
8443.19		[略]		

		<u>メートル以下のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>
		<u>100</u>		
		<u>900</u>		
8407.33		[同左]		
<u>8407.34</u>		<u>一シリンダー容積が1,000立方センチメートルを超えるもの</u>		
		<u>100</u>		
		<u>900</u>		
8407.90		[同左]		
84.08		[同左]		
84.14		[同左]		
84.15		エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。）		
<u>8415.10</u>		<u>一窓、壁、天井又は床に取り付けるように設計したもの（一体構造のもの又はスプリットシステムのものに限る。）</u>		
		<u>100</u>		
		<u>900</u>		
8415.20		[同左]		
8415.90		[同左]		
84.16		[同左]		
84.42		[同左]		
84.43		印刷機（第84.42項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）、その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）並びに部分品及び附属品		
8443.11		[同左]		
8443.19		[同左]		

		ーその他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）	
8443.31	000	ー印刷、複写又はファクシミリ送信のうち二以上の機能を有する機械（自動データ処理機械又はネットワークに接続することができるものに限る。）	
8443.32		[略]	
8443.99			
84.44			
8444.00	000	人造繊維用の紡糸機、延伸機、テクスチャード加工機及び切断機	
84.45		紡績準備機械並びに精紡機、合糸機、ねん糸機その他の紡織用繊維の糸の製造機械並びにかせ機、糸巻機（よこ糸巻機を含む。）及び第84.46項又は第84.47項の機械に使用する紡織用繊維の糸を準備する機械	
		ー紡績準備機械	
8445.11		[略]	
8445.12		[略]	
8445.13	000	ー練糸機及び粗紡機	
8445.19		[略]	
8445.90			
84.46		[略]	
84.59			
84.60		研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械（	

NO

NO

KG

NO

KG

		ーその他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）	
8443.31		ー印刷、複写又はファクシミリ送信のうち二以上の機能を有する機械（自動データ処理機械又はネットワークに接続することができるものに限る。）	
	100	ーファクシミリ送信の機能を有するもの（フラットベッドスキャナを有しないものに限る。）	
	900	ーその他のもの	
8443.32		[同左]	
8443.99			
84.44			
8444.00		人造繊維用の紡糸機、延伸機、テクスチャード加工機及び切断機	
	100	ー紡糸機	
	900	ーその他のもの	
84.45		紡績準備機械並びに精紡機、合糸機、ねん糸機その他の紡織用繊維の糸の製造機械並びにかせ機、糸巻機（よこ糸巻機を含む。）及び第84.46項又は第84.47項の機械に使用する紡織用繊維の糸を準備する機械	
		ー紡績準備機械	
8445.11		[同左]	
8445.12		[同左]	
8445.13		ー練糸機及び粗紡機	
	100	ー綿用のもの	
	900	ーその他のもの	
8445.19		[同左]	
8445.90			
84.46		[同左]	
84.59			
84.60		研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械（	

NO

NO

NO

KG

NO

KG

NO

KG

NO

KG

	研削砥石その他の研磨材料を使用して金属又はサーメットを加工するものに限るものとし、第84.61項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。)			研削砥石その他の研磨材料を使用して金属又はサーメットを加工するものに限るものとし、第84.61項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。)			
	[略]			[同左]			
8460.12	[略]			8460.12	[同左]		
8460.19	[略]			8460.19	[同左]		
	－その他の研削盤				－その他の研削盤		
8460.22	[略]			8460.22	[同左]		
8460.23	[略]			8460.23	[同左]		
8460.24	－－その他のもの（数値制御式のものに限る。）			8460.24	000	－－その他のもの（数値制御式のものに限る。）	NO KG
	100	－－内面研削盤	NO KG				
	900	－－その他のもの	NO KG				
8460.29	－－その他のもの			8460.29	－－その他のもの		
	100	－－円筒研削盤（芯無し式のものを除く。）	NO KG		100	－－円筒研削盤（芯無し式のものを除く。）	NO KG
		[削除]			200	－－内面研削盤（芯無し式のものを除く。）	NO KG
		[削除]			300	－－芯無し研削盤	NO KG
	900	－－その他のもの	NO KG		900	－－その他のもの	NO KG
		[略]				[同左]	
8460.31				8460.31			
	}	[略]			}	[同左]	
8460.90				8460.90			
84.61				84.61			
	}	[略]			}	[同左]	
84.87				84.87			
	[略]				[同左]		
85.01				85.01			
	}	[略]			}	[同左]	
85.39				85.39			
85.40	熱電子管、冷陰極管及び光電管（例えば、真空式のもの、蒸気又はガスを封入したもの、水銀整流管、陰極線管及びテレビジョン用撮像管）			85.40	熱電子管、冷陰極管及び光電管（例えば、真空式のもの、蒸気又はガスを封入したもの、水銀整流管、陰極線管及びテレビジョン用撮像管）		
	[略]				[同左]		
8540.11				8540.11			

8540.60	〔略〕			8540.60	〔同左〕		
	－マイクロ波管（例えば、磁電管、クライストロン、進行波管及びカルシノトロン。格子制御式のものを除く。）				－マイクロ波管（例えば、磁電管、クライストロン、進行波管及びカルシノトロン。格子制御式のものを除く。）		
<u>8540.71</u>	<u>000</u> ー磁電管		NO	<u>8540.71</u>	<u>ー磁電管</u>		
				<u>100</u>	<u>ーマイクロ波オープン用のもの</u>		NO
				<u>900</u>	<u>ーその他のもの</u>		NO
8540.79	〔略〕			8540.79	〔同左〕		
8540.99	〔略〕			8540.99	〔同左〕		
85.41	〔略〕			85.41	〔同左〕		
85.48	〔略〕			85.48	〔同左〕		
〔略〕				〔同左〕			
87.01	〔略〕			87.01	〔同左〕		
87.07				87.07			
87.08	部分品及び附属品（第87.01項から第87.05項までの自動車のものに限る。）			87.08	部分品及び附属品（第87.01項から第87.05項までの自動車のものに限る。）		
8708.10	〔略〕			8708.10	〔同左〕		
8708.80	ーその他の部分品及び附属品			8708.80	ーその他の部分品及び附属品		
8708.91	〔略〕			8708.91	〔同左〕		
8708.95	ーその他のもの			8708.95	ーその他のもの		
8708.99	100 ー車輪式トラクターのもの		KG	8708.99	100 ー車輪式トラクターのもの		KG
	〔削除〕			<u>200</u>	<u>ー無限軌道式トラクターのもの</u>		KG
	900 ーその他のもの		KG	900	ーその他のもの		KG
87.09	〔略〕			87.09	〔同左〕		

87.16					87.16				
[略]					[同左]				
94.01		[略]			94.01		[同左]		
94.04					94.04				
94.05		ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）			94.05		ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）		
9405.10					9405.10				
		[略]					[同左]		
9405.30					9405.30				
9405.40		－電気式のランプその他の照明器具（他の号に該当するものを除く。）			9405.40		－電気式のランプその他の照明器具（他の号に該当するものを除く。）		
	200	－卑金属製のもの		KG			－卑金属製のもの		
						210	－フィラメント電球用の器具	NO	KG
						220	－蛍光放電灯用の器具	NO	KG
						290	－その他のもの		KG
	900	－その他のもの		KG		900	－その他のもの		KG
9405.50					9405.50				
		[略]					[同左]		
9405.99					9405.99				
94.06		[略]			94.06		[同左]		
[略]					[同左]				
輸入統計品目表					輸入統計品目表				
[略]					[同左]				
統計番号	品名	単位			統計番号	品名	単位		
		I	II				I	II	
[略]					[同左]				
03.01		魚（生きているものに限る。）			03.01		魚（生きているものに限る。）		
		[略]					[同左]		
0301.11		[略]			0301.11		[同左]		

0301.19	[略] －その他の魚（生きているものに限る。）		0301.19	[同左] －その他の魚（生きているものに限る。）	
0301.91			0301.91		
0301.95	[略]		0301.95	[同左]	
0301.99	－－その他のもの －－－養魚用の稚魚 －－－－ぶり（セリオーラ属のもの）		0301.99	－－その他のもの －－－養魚用の稚魚 －－－－ぶり（セリオーラ属のもの）	
111	－－－－ぶり（セリオーラ・クインクエラディアータ）	KG	111	－－－－ぶり（セリオーラ・クインクエラディアータ）	KG
119	－－－－その他のもの	KG	119	－－－－その他のもの	KG
120	－－－－こい	KG	120	－－－－こい	KG
190	－－－－その他のもの －－－－その他のもの	KG	190	－－－－その他のもの －－－－その他のもの	KG
210	－－－－にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属 又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、 さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サル ディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクル ス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属の もの） －－－－その他のもの	KG	210	－－－－にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属 又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、 さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サル ディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクル ス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属の もの） －－－－その他のもの	KG
220	－－－－ひらめ（パラリクティス属のもの） [削除]	KG	220	－－－－ひらめ（パラリクティス属のもの） <u>230</u> ー－－－こい	KG
290	－－－－その他のもの	KG	290	－－－－その他のもの	KG
03.02			03.02		
03.08	[略]		03.08	[同左]	
[略]			[同左]		
27.01			27.01		
27.06	[略]		27.06	[同左]	
27.07	高温コールトールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が 非芳香族成分の重量を超えるもの		27.07	高温コールトールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が 非芳香族成分の重量を超えるもの	

2707.10				2707.10			
}	[略]			}	[同左]		
2707.40				2707.40			
2707.50	000	—その他の芳香族炭化水素混合物で、ISO 3405の方法(ASTM D 86の方法と同等の方法)による温度250度における減失量加算留出容量が全容量の65%以上のもの	KG	2707.50	—その他の芳香族炭化水素混合物で、ISO 3405の方法(ASTM D 86の方法と同等の方法)による温度250度における減失量加算留出容量が全容量の65%以上のもの		
				010	—温度15度における比重が0.83以下のもの		KG
				090	—その他のもの		KG
		—その他のもの			—その他のもの		
2707.91		[略]		2707.91	[同左]		
2707.99	000	—その他のもの	KG	2707.99	—その他のもの		
				010	—温度15度における比重が0.83以下のもの		KG
				090	—その他のもの		KG
27.08				27.08			
}	[略]			}	[同左]		
27.10				27.10			
27.11		石油ガスその他のガス状炭化水素 —液化したもの		27.11	石油ガスその他のガス状炭化水素 —液化したもの		
2711.11		[略]		2711.11	[同左]		
2711.12		[略]		2711.12	[同左]		
2711.13		—ブタン		2711.13	—ブタン		
	010	—アンモニア、オレフィン系炭化水素又は無水マレイン酸の製造に使用するもの	MT	010	—アンモニア、2-エチルヘキシルアルコール、オレフィン系炭化水素又は無水マレイン酸の製造に使用するもの		MT
	020	—その他のもの	MT	020	—その他のもの		MT
2711.14				2711.14			
}	[略]			}	[同左]		
2711.29				2711.29			
27.12				27.12			
}	[略]			}	[同左]		
27.15				27.15			
[略]				[同左]			
		[略]				[同左]	

29.01				29.01			
}	[略]			}	[同左]		
29.24				29.24			
29.25	カルボキシイミド官能化合物（サッカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物			29.25	カルボキシイミド官能化合物（サッカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物		
	ーイミド及びその誘導体並びにこれらの塩				ーイミド及びその誘導体並びにこれらの塩		
2925.11	[略]			2925.11	[同左]		
2925.12	[略]			2925.12	[同左]		
<u>2925.19</u>	<u>000</u> ーその他のもの		KG	<u>2925.19</u>	<u>ーその他のもの</u>		
				<u>100</u>	<u>ーエチレンビスブromonolボルナンジカルボキシミド及びエチレン</u>		KG
					<u>ビステトラブromofタルイミド</u>		KG
				<u>900</u>	<u>ーその他のもの</u>		
	[略]				[同左]		
2925.21	[略]			2925.21	[同左]		
2925.29	[略]			2925.29	[同左]		
29.26				29.26			
}	[略]			}	[同左]		
29.42				29.42			
[略]				[同左]			
37.01	[略]			37.01	[同左]		
37.02	感光性のロール状写真用フィルム（露光していないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム（露光していないものに限る。）			37.02	感光性のロール状写真用フィルム（露光していないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム（露光していないものに限る。）		
3702.10				3702.10			
}	[略]			}	[同左]		
3702.44	ーその他のフィルム（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）			3702.44	ーその他のフィルム（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）		
3702.52	[略]			3702.52	[同左]		
3702.53	[略]			3702.53	[同左]		
<u>3702.54</u>	<u>000</u> ー幅が16ミリメートルを超え35ミリメートル以下で、長さが30			<u>3702.54</u>	<u>ー幅が16ミリメートルを超え35ミリメートル以下で、長さが30</u>		
	<u>メートル以下のもの（スライド用のものを除く。）</u>		SM M		<u>メートル以下のもの（スライド用のものを除く。）</u>		SM M
				<u>010</u>	<u>ー幅が35ミリメートルのもの</u>		

					090	---	その他のもの		SM	M
3702.55					3702.55					
}	[略]				}		[同左]			
3702.98					3702.98					
37.03					37.03					
}	[略]				}		[同左]			
37.07					37.07					
[略]					[同左]					
52.01					52.01					
}	[略]				}		[同左]			
52.04					52.04					
52.05	綿糸（綿の重量が全重量の85%以上のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）				52.05		綿糸（綿の重量が全重量の85%以上のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）			
	－単糸（コームした繊維製のものを除く。）						－単糸（コームした繊維製のものを除く。）			
5205.11	－714.29デシテックス以上のもの（メートル式番手14以下のもの）				5205.11		－714.29デシテックス以上のもの（メートル式番手14以下のもの）			
	010	－合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの				010	－合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの			KG
	020	－その他のもの				020	－その他のもの			KG
						023	－綿のみから成るもの			KG
						029	－他の繊維を混ぜたもの			KG
5205.12					5205.12					
}	[略]				}		[同左]			
5205.28					5205.28					
	－マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（コームした繊維製のものを除く。）						－マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（コームした繊維製のものを除く。）			
5205.31	－構成する単糸が714.29デシテックス以上のもの（構成する単糸がメートル式番手14以下のもの）				5205.31		－構成する単糸が714.29デシテックス以上のもの（構成する単糸がメートル式番手14以下のもの）			
	010	－合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの				010	－合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの			KG
	020	－その他のもの				020	－その他のもの			KG
						021	－他の繊維を交えてないもの			KG

5205.32	<p>――構成する単糸が232.56デシテックス以上714.29デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手14を超え43以下のもの）</p> <p>010 ――合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの</p> <p>020 ――その他のもの</p>			029	――その他のもの			KG
5205.32				5205.32	<p>――構成する単糸が232.56デシテックス以上714.29デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手14を超え43以下のもの）</p> <p>010 ――合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの</p> <p>――その他のもの</p> <p>021 ―――他の繊維を交えてないもの</p> <p>029 ―――その他のもの</p>			KG
5205.33				5205.33				KG
5205.48				5205.48				KG
52.06				52.06				KG
52.12				52.12				KG
[略]				[同左]				
56.01	[略]			56.01	[同左]			
56.02	[略]			56.02	[同左]			
56.03	不織布（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）			56.03	不織布（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）			
5603.11	[略]			5603.11	[同左]			
5603.14	――その他のもの			5603.14	――その他のもの			
5603.91	[略]			5603.91	[同左]			
5603.93				5603.93				
5603.94	――重量が1平方メートルにつき150グラムを超えるもの			5603.94	――重量が1平方メートルにつき150グラムを超えるもの			
100	――芳香族ポリアミド繊維製のもの（電気絶縁用のものに限る。）	SM	KG	100	――芳香族ポリアミド繊維製のもの（電気絶縁用のものに限る。）	SM	KG	
	――その他のもの				――その他のもの			
210	――ナイロンその他のポリアミド製のもの	SM	KG	210	――ナイロンその他のポリアミド製のもの	SM	KG	

56.04	220	-----ポリエステル製のもの	SM	KG	56.04	220	-----ポリエステル製のもの	SM	KG
	230	-----ポリプロピレン製のもの [削除]	SM	KG		230	-----ポリプロピレン製のもの	SM	KG
	290	-----その他のもの	SM	KG		<u>240</u>	<u>-----ビスコースレーヨン製のもの</u>	SM	KG
	}	[略]				290	-----その他のもの	SM	KG
56.09				56.09					
[略]					[同左]				
58.01		[略]			58.01		[同左]		
58.09					58.09				
58.10		ししゅう布（モチーフを含む。）			58.10		ししゅう布（モチーフを含む。）		
5810.10		[略]			5810.10		[同左]		
		－その他のししゅう布					－その他のししゅう布		
5810.91		[略]			5810.91		[同左]		
5810.92		[略]			5810.92		[同左]		
<u>5810.99</u>	<u>000</u>	<u>-----その他の紡織用繊維製のもの</u>		KG	<u>5810.99</u>		<u>-----その他の紡織用繊維製のもの</u>		
						<u>020</u>	<u>-----絹製のもの</u>		KG
						<u>090</u>	<u>-----その他のもの</u>		KG
58.11		[略]			58.11		[同左]		
[略]					[同左]				
60.01		パイル編物（ロングパイル編物及びテリー編物を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）			60.01		パイル編物（ロングパイル編物及びテリー編物を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
6001.10		[略]			6001.10		[同左]		
6001.29		－その他のもの			6001.29		－その他のもの		
6001.91		[略]			6001.91		[同左]		
6001.92		－人造繊維製のもの			6001.92		－人造繊維製のもの		
	015	-----ポリエステルのたてメリヤス編みのものうちパイルを切つたもので、政令で定める難燃性を有するもの（幅が142センチメートル以上のものに限る。）		KG		015	-----ポリエステルのたてメリヤス編みのものうちパイルを切つたもので、政令で定める難燃性を有するもの（幅が142センチメートル以上のものに限る。）		KG

	----	その他のもの			----	その他のもの		
	020	-----	たてメリヤスのもの	KG		-----	たてメリヤスのもの	KG
		----	その他のもの		017	-----	合成繊維製のもの	KG
		-----	合成繊維製のもの		019	-----	再生繊維又は半合成繊維製のもの	KG
	092	-----	ポリエステルのも	KG	092	-----	ポリエステルのも	KG
	094	-----	その他のもの	KG	094	-----	その他のもの	KG
	099	-----	再生繊維又は半合成繊維製のもの	KG	099	-----	再生繊維又は半合成繊維製のもの	KG
6001.99		[略]			6001.99	[同左]		
60.02		[略]			60.02	[同左]		
60.06		[略]			60.06	[同左]		
[略]				[同左]				
61.01		[略]			61.01	[同左]		
61.15					61.15			
61.16		手袋、ミトン及びミット（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）			61.16	手袋、ミトン及びミット（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
6116.10		---プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの			6116.10	---プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの		
		---綿製のもの				---綿製のもの		
		----プラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの				----プラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの		
	151	-----	編み上げたもの	PR KG	151	-----	編み上げたもの	PR KG
	152	-----	縫製したもの	PR KG	152	-----	縫製したもの	PR KG
		----	その他のもの			----	その他のもの	
		-----	手袋のもの			-----	手袋のもの	
	161	-----	編み上げたもの	PR KG	161	-----	編み上げたもの	PR KG
	162	-----	縫製したもの	PR KG	162	-----	縫製したもの	PR KG
		-----	手袋以外のもの			-----	手袋以外のもの	
	163	-----	編み上げたもの	PR KG	163	-----	編み上げたもの	PR KG
	164	-----	縫製したもの	PR KG	164	-----	縫製したもの	PR KG
		---	その他のもの			---	その他のもの	

	---	プラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの		
251	----	編み上げたもの	PR	KG
252	----	縫製したもの	PR	KG
	----	その他のもの		
	----	手袋のもの		
261	-----	編み上げたもの	PR	KG
262	-----	縫製したもの	PR	KG
<u>269</u>	-----	<u>手袋以外のもの</u>	<u>PR</u>	<u>KG</u>
		—その他のもの		
6116.91		[略]		
6116.93				
<u>6116.99</u>	<u>000</u>	<u>—その他の繊維用繊維製のもの</u>	<u>PR</u>	<u>KG</u>
61.17		その他の衣類附属品（製品にしたもので、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
6117.10		—ショール、スカーフ、マフラー、マンティエラ、パールその他これらに類する製品		
		—ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの		
		[削除]		
012	---	羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG
013	---	合成繊維製のもの	NO	KG
		[削除]		
019	---	その他のもの	NO	KG
		—その他のもの		
		[削除]		
092	---	羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG

	---	プラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの		
251	----	編み上げたもの	PR	KG
252	----	縫製したもの	PR	KG
	----	その他のもの		
	----	手袋のもの		
261	-----	編み上げたもの	PR	KG
262	-----	縫製したもの	PR	KG
	-----	<u>手袋以外のもの</u>		
<u>263</u>	-----	<u>編み上げたもの</u>	<u>PR</u>	<u>KG</u>
<u>264</u>	-----	<u>縫製したもの</u>	<u>PR</u>	<u>KG</u>
		—その他のもの		
6116.91		[同左]		
6116.93				
<u>6116.99</u>		<u>—その他の繊維用繊維製のもの</u>		
	<u>015</u>	<u>---</u> 編み上げたもの	<u>PR</u>	<u>KG</u>
	<u>095</u>	<u>---</u> 縫製したもの	<u>PR</u>	<u>KG</u>
61.17		その他の衣類附属品（製品にしたもので、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
6117.10		—ショール、スカーフ、マフラー、マンティエラ、パールその他これらに類する製品		
		—ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの		
	<u>011</u>	<u>---</u> 絹（絹のくずを含む。）製のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>
012	---	羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG
013	---	合成繊維製のもの	NO	KG
	<u>014</u>	<u>---</u> 再生繊維又は半合成繊維製のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>
019	---	その他のもの	NO	KG
		—その他のもの		
	<u>091</u>	<u>---</u> 絹（絹のくずを含む。）製のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>
092	---	羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG

6117.80	093	---合成繊維製のもの [削除]	NO	KG	093	---合成繊維製のもの	NO	KG
	099	---その他のもの -その他の附属品 --ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの	NO	KG	<u>094</u>	<u>---再生繊維又は半合成繊維製のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>
	014	---綿製のもの	NO	KG	099	---その他のもの -その他の附属品 --ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの	NO	KG
	015	---その他のもの --その他のもの ---ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	NO	KG	014	---綿製のもの	NO	KG
	<u>110</u>	<u>-----ネクタイ</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>	015	---その他のもの --その他のもの ---ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	NO	KG
	190	-----その他のもの ---その他のもの	NO	KG	<u>111</u>	<u>-----絹（絹のくずを含む。）製のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>
	<u>910</u>	<u>-----ネクタイ</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>	<u>112</u>	<u>-----羊毛製又は織獣毛製のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>
	990	-----その他のもの		KG	<u>113</u>	<u>-----人造繊維製のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>
	6117.90	[略]			<u>119</u>	<u>-----その他のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>
					190	-----その他のもの ---その他のもの -----ネクタイ	NO	KG
[略]				[同左]				
62.01		[略]			62.01	[同左]		
62.16					62.16			
62.17		その他の衣類附属品（製品にしたものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（第62.12項のものを除く。）			62.17	その他の衣類附属品（製品にしたものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（第62.12項のものを除く。）		
6217.10		-附属品			6217.10	-附属品		
	<u>010</u>	<u>---ベルト</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>	<u>011</u>	<u>---絹製の帯（幅が30センチメートル以上、長さが4メートル以上のもの）</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>

					019	---	その他のもの		NO	KG
6217.90	090	---	その他のもの	KG	090	---	その他のもの			KG
			[略]		6217.90		[同左]			
[略]					[同左]					
71.01			[略]		71.01		[同左]			
}			[略]		}		[同左]			
71.11			[略]		71.11		[同左]			
71.12			貴金属又は貴金属を張つた金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金属又はその化合物を含有するもの		71.12		貴金属又は貴金属を張つた金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金属又はその化合物を含有するもの			
	7112.30	000	一 貴金属又はその化合物を含む灰	KG		7112.30	一 貴金属又はその化合物を含む灰			
						020	---	白金のもの		KG
						090	---	その他のもの		KG
			[略]				[同左]			
7112.91			[略]		7112.91		[同左]			
}			[略]		}		[同左]			
7112.99			[略]		7112.99		[同左]			
71.13			[略]		71.13		[同左]			
}			[略]		}		[同左]			
71.18			[略]		71.18		[同左]			
[略]					[同左]					
74.01			[略]		74.01		[同左]			
74.02			[略]		74.02		[同左]			
74.03			精製銅又は銅合金の塊		74.03		精製銅又は銅合金の塊			
			[略]				[同左]			
7403.11			[略]		7403.11		[同左]			
}			[略]		}		[同左]			
7403.19			一 銅合金		7403.19		一 銅合金			
7403.21			[略]		7403.21		[同左]			
7403.22			[略]		7403.22		[同左]			

7403.29	<p>---その他の銅合金（第74.05項のマスターアロイを除く。）</p> <p>---課税価格が1キログラムにつき485円以下のもの</p> <p>011 -----銅・ニッケル合金（白銅）及び銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）</p> <p>019 -----その他のもの</p> <p>---課税価格が1キログラムにつき485円を超え500円以下のもの</p> <p>021 -----銅・ニッケル合金（白銅）及び銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）</p> <p>029 -----その他のもの</p> <p><u>030</u> -----課税価格が1キログラムにつき500円を超えるもの</p>	KG	7403.29	<p>---その他の銅合金（第74.05項のマスターアロイを除く。）</p> <p>---課税価格が1キログラムにつき485円以下のもの</p> <p>011 -----銅・ニッケル合金（白銅）及び銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）</p> <p>019 -----その他のもの</p> <p>---課税価格が1キログラムにつき485円を超え500円以下のもの</p> <p>021 -----銅・ニッケル合金（白銅）及び銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）</p> <p>029 -----その他のもの</p> <p>-----課税価格が1キログラムにつき500円を超えるもの</p> <p><u>031</u> -----銅・ニッケル合金（白銅）及び銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）</p> <p><u>039</u> -----その他のもの</p>	KG
74.04	[略]		74.04	[同左]	
74.19	[略]		74.19	[同左]	
[略]			[同左]		
84.01	[略]		84.01	[同左]	
84.42			84.42		
84.43	印刷機（第84.42項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）、その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）並びに部分品及び附属品		84.43	印刷機（第84.42項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）、その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）並びに部分品及び附属品	
	[略]			[同左]	
8443.11	[略]		8443.11	[同左]	
8443.19	---その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）		8443.19	---その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）	
<u>8443.31</u> 000	---印刷、複写又はファクシミリ送信のうち二以上の機能を有する機械		<u>8443.31</u>	---印刷、複写又はファクシミリ送信のうち二以上の機能を有する機械	

		(自動データ処理機械又はネットワークに接続することができるものに限る。)				(自動データ処理機械又はネットワークに接続することができるものに限る。)		
			NO					
					010	---ファクシミリ送信の機能を有するもの(フラットベッドスキャナを有しないものに限る。)		NO
					090	---その他のもの		NO
8443.32		[略]		8443.32		[同左]		
8443.99		[略]		8443.99		[同左]		
84.44		[略]		84.44		[同左]		
84.82		[略]		84.82		[同左]		
84.83		ギヤボックスその他の変速機(トルクコンバーターを含む。)、伝動軸(カムシャフト及びクランクシャフトを含む。)、クランク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュー、ローラースクリュー、はずみ車、プーリー(プーリーブロックを含む。)、クラッチ及び軸継手(自在継手を含む。)		84.83		ギヤボックスその他の変速機(トルクコンバーターを含む。)、伝動軸(カムシャフト及びクランクシャフトを含む。)、クランク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュー、ローラースクリュー、はずみ車、プーリー(プーリーブロックを含む。)、クラッチ及び軸継手(自在継手を含む。)		
8483.10		[略]		8483.10		[同左]		
8483.20	000	一軸受箱(玉軸受又はころ軸受を有するものに限る。)	NO	8483.20		一軸受箱(玉軸受又はころ軸受を有するものに限る。)		
					010	---自動車用のもの		NO
					090	---その他のもの		KG
8483.30		[略]		8483.30		[同左]		
8483.90		[略]		8483.90		[同左]		
84.84		[略]		84.84		[同左]		
84.87		[略]		84.87		[同左]		
		[略]				[同左]		
85.01		[略]		85.01		[同左]		
85.16		[略]		85.16		[同左]		
85.17		電話機(携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む。)及びその他の機器(音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし		85.17		電話機(携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む。)及びその他の機器(音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし		

	、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（LAN）又はワイドエリアネットワーク（WAN））用の通信機器を含む。） （第84.43項、第85.25項、第85.27項及び第85.28項の送受信機器を除く。） [略]
8517.11	[略]
8517.18	—その他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（LAN）又はワイドエリアネットワーク（WAN））用の通信機器を含む。）
8517.61	[略]
8517.62	—音声、画像その他のデータを受信、変換、送信又は再生するための機械（スイッチング機器及びルーティング機器を含む。）
010	—スイッチング機器及びルーティング機器
090	—その他のもの
8517.69	[略]
8517.70	[略]
85.18	[略]
85.27	[略]
85.28	モニター及びプロジェクター（テレビジョン受像機器を有しないものに限る。）並びにテレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。） [略]
8528.42	[略]
8528.69	—テレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。）

	、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（LAN）又はワイドエリアネットワーク（WAN））用の通信機器を含む。） （第84.43項、第85.25項、第85.27項及び第85.28項の送受信機器を除く。） [同左]
8517.11	[同左]
8517.18	—その他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（LAN）又はワイドエリアネットワーク（WAN））用の通信機器を含む。）
8517.61	[同左]
8517.62	—音声、画像その他のデータを受信、変換、送信又は再生するための機械（スイッチング機器及びルーティング機器を含む。）
000	
NO	
NO	
8517.69	[同左]
8517.70	[同左]
85.18	[同左]
85.27	[同左]
85.28	モニター及びプロジェクター（テレビジョン受像機器を有しないものに限る。）並びにテレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。） [同左]
8528.42	[同左]
8528.69	—テレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。）

NO

8528.71		[略]			8528.71		[同左]		
8528.72		---その他のもの（カラーのものに限る。）			8528.72		---その他のもの（カラーのものに限る。）		
	010	----液晶式のもの		NO		010	----液晶式のもの		NO
		[削除]				<u>020</u>	----プラズマ式のもの		<u>NO</u>
	090	----その他のもの		NO		090	----その他のもの		NO
8528.73		[略]			8528.73		[同左]		
85.29		[略]			85.29		[同左]		
}		[略]			}		[同左]		
85.48					85.48				
[略]					[同左]				
90.01		[略]			90.01		[同左]		
}		[略]			}		[同左]		
90.07					90.07				
90.08		投影机、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）			90.08		投影机、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）		
9008.50		[略]			9008.50		[同左]		
<u>9008.90</u>	<u>000</u>	<u>一部分品及び附属品</u>		<u>KG</u>	<u>9008.90</u>		<u>一部分品及び附属品</u>		
						<u>010</u>	<u>---投影机用のもの</u>		<u>KG</u>
						<u>090</u>	<u>---その他のもの</u>		<u>KG</u>
90.10		[略]			90.10		[同左]		
}		[略]			}		[同左]		
90.33					90.33				
[略]					[同左]				